

特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き

令和7年3月改訂

富 山 県

目 次

第1章 法律の概要	P1-1
1 法律の目的等	P1-2
2 NPO法人設立の手続	P1-2
3 NPO法人の管理・運営	P1-3
4 NPO法人格取得後の義務	P1-5
5 認定NPO法人制度の概要	P1-6
第2章 特定非営利活動法人の設立について	P2-1
1 認証の基準	P2-2
2 設立の認証のための申請手続	P2-3
第3章 法人の管理・運営について	P3-1
I NPO法人の報告義務	P3-4
1 事業年度終了後の報告	P3-4
2 役員変更等があった場合	P3-22
3 定款の変更を行う場合（認証が必要な場合）	P3-30
4 定款の変更を行う場合（認証を受ける必要がない場合）	P3-45
II NPO法人の情報公開	P3-51
1 NPO法人の情報公開について	P3-51
2 閲覧することのできる書類	P3-51
III NPO法人に対する監督等	P3-52
1 報告及び検査	P3-52
2 改善命令	P3-52
3 設立の認証の取消	P3-52
4 罰則	P3-53
IV 計算書類等の作成に当たっての留意事項	P3-55
1 計算書類等	P3-55
2 活動計算書	P3-56
3 貸借対照表	P3-62
4 計算書類の注記	P3-66
5 財産目録	P3-67
6 活動予算書	P3-67

7	留意すべき会計上の取扱い	P3-68
第4章	合併・解散	P4-1
1	合併を行う場合	P4-2
2	解散・清算を行う場合	P4-7

申請・問合せ先

富山県では生活環境文化部県民生活課において、特定非営利活動法人の設立認証をはじめとする一連の施行事務を担当しています。

相談等につきましては、あらかじめご連絡ください。

特定非営利活動法人の設立をはじめとする申請手続き等や、特定非営利活動促進法に関するお問い合わせや相談については、県民生活課までお願いします。

申請・問合せ先：富山県生活環境文化部県民生活課県民協働係

郵便番号：930-8501

住所：富山県富山市新総曲1番7号

電話：076-444-9012（直通）

メール：akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp

特定非営利活動促進法に関するお問い合わせや相談は、富山県民ボランティア総合支援センターでも受け付けております。

問合せ先：特定非営利活動法人富山県民ボランティア総合支援センター

郵便番号：930-0094

住所：富山県富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館内

電話：076-432-2987

NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります。主たる事務所が富山県内でない場合には、主たる事務所の所在する都道府県または指定都市までご相談ください。